



官 総 7 - 6 6
令和 5 年 11 月 9 日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国 税 庁 総 務 課 長
原 田 一 寿
(官印省略)

令和 5 年 分 確 定 申 告 期 に お け る 閉 庁 日 対 応 に つ い て (依 頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当庁では、令和 5 年 分 確 定 申 告 期 に お き ま し て も、下 記 の と お り 閉 庁 日 対 応 を 実 施 す る こと と し ま し た の で、各 税 理 士 会 及 び 各 支 部 並 び に 税 理 士 の 皆 様 に 対 し、本 施 策 に 関 す る 周 知 を お 願 い い た し ま す。

記

1 閉庁日対応を実施する税務署等

別紙のとおり

2 閉庁日対応を実施する日

令和 6 年 2 月 25 日 (日)

ただし、確定申告電話相談センターについては、令和 6 年 2 月 18 日 (日) 及び令和 6 年 2 月 25 日 (日) に実施

3 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

(注) 電話相談については、基本的に確定申告電話相談センターで対応

国税局(所)	都道府県	令和6年2月25日の日曜日に閉庁日に対応する税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南)
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	【山形】
関東信越国税局	福島県	【福島】
	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場(水戸・日立・太田)
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・【川口】・西川口・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場(熊谷・行田) 合同会場(浦和・大宮)
東京国税局	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏 杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東) 合同会場(品川・荏原) 合同会場(四谷・新宿・中野) 合同会場(目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷) 合同会場(大森・雪谷・蒲田) 合同会場(王子・荒川) 合同会場(練馬東・練馬西) 合同会場(足立・西新井) 合同会場(江戸川北・江戸川南) 合同会場(立川・青梅)
	神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場(鶴見・横浜中・保土ヶ谷)
	山梨県	甲府
金沢国税局	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場(千種・名古屋中・昭和) 合同会場(名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸) 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川) 合同会場(刈谷・西尾)
	三重県	【津】
	滋賀県	合同会場(大津・草津)
大阪国税局	京都府	宇治 合同会場(上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見)
	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場(大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南) 合同会場(堺・泉大津) 合同会場(岸和田・泉佐野)
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 合同会場(灘・兵庫・長田・須磨・神戸) 合同会場(西宮・芦屋)
	奈良県	合同会場(奈良・葛城)
	和歌山県	和歌山
	広島国税局	鳥取県
島根県		【松江】
岡山県		合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)
広島県		合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北)
山口県		【山口】
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	【高松】
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場(門司・若松・小倉・八幡) 合同会場(博多・福岡)
	佐賀県	【佐賀】
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	合同会場(熊本西・熊本東)
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇)

(注1) 合同会場では、()内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。

(注2) 【 】書きの税務署は、署外会場を示す。

令和5年分所得税等の確定申告に係る閉庁日対応について

- ◆ 平成15年分の確定申告以降、期間中（2/16～3/15）の日曜日のうち2日間において確定申告の相談及び申告書の受付を実施（いわゆる「閉庁日対応」）
- ◆ 閉庁日対応実施日に来場する納税者の方は、近年、減少傾向
- ◆ また、閉庁日対応の取組開始後、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び「確定申告書等作成コーナー」について機能改善を進め、より簡単に申告手続きが可能となるよう環境を整備
- ◆ 国税庁ホームページにおいてチャットボットを運用するとともに、確定申告期間中は各国税局でコールセンターを開設し、申告相談に対応
- ◆ こうした状況を踏まえ、令和5年分の確定申告においては、令和6年2月25日に閉庁日対応を実施する